

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6228-8755 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

退職金制度には中退共をご活用ください!

Q 中退共制度とは

中退共(中小企業退職金共済制度)は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済と国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。中退共の利用により、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度を手軽に作ることができます。

Q 中退共制度のしくみ

- ① 加入申込・・・事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。
- ② 掛金納付・・・毎月の掛け金を金融機関に納付します。掛け金は全額事業主負担です。
- ③ 退職金支払・・・退職した従業員の請求に基づき、中退共から直接従業員に支払われます。

Q 掛金はいくら?

月額掛金は、5,000円から30,000円まで16種類の中から従業員ごとに選択することができます。

Q 会社にメリットは?

★ 国による掛け金の助成があります!

初めて中退共制度に加入する事業主や掛け金月額を増額する事業主に対して、掛け金の一部を国が助成します。

★ 掛け金は全額非課税です!

掛け金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として処理することができます。

★ 管理がとても簡単です!

従業員ごとの納付状況や退職金試算額のお知らせが毎年、事業主宛に届きますので、退職金の管理が簡単です。

【厚生労働省・中退共より】



労働時間等見直しガイドラインのポイント

ポイント①「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」が盛り込まれました。

⇒事業主の皆様には、子どもの学校休業日や地域のお祭り、イベント等に合わせて労働者が年次有給休暇を取得できるよう配慮をお願いします。

ポイント②「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

⇒事業主の皆様には、公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者のための休暇制度等を設けることについて検討をお願いします。また、労働者が裁判員として刑事裁判に参画することは「公の職務の執行」に当たり、裁判員法第100条により、労働者が裁判員としての職務を行うため休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

ポイント③「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

⇒労働基準法上、年次有給休暇は、入社6か月後に付与され(8割以上の出勤要件あり。)、その日から起算して6年後に最大付与日数となりますが、事業主の皆様には、仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間や年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について検討をお願いします。

【厚生労働省より】